

# 群馬県緊急医師確保修学資金貸与制度

## 東京医科大学医学部医学科「群馬県地域枠」の御案内

群馬県では、将来県内の地域医療に貢献したいという強い意志を持つ学生に対し、修学資金を貸与する制度を設けています。

東京医科大学医学部医学科の「群馬県地域枠」を受験される皆様へ、群馬県緊急医師確保修学資金貸与制度について御案内します。

### 修学資金貸与制度の概要

**貸与人数** 2名以内

**貸与額** ・月額：25万円（年額 300万円）

**(予定)** ・貸与期間：原則として6年間（総額 1,800万円）

**対象者** 東京医科大学医学部医学科の学校推薦型選抜（群馬県地域枠）に合格し、貸与期間終了後、県内の特定病院（公立病院等）で、医師として勤務しようとする意思がある者。

※出身地及び出身高等学校の所在地等は問いません。

※貸与期間中に修学資金貸与を辞退することは、原則として認めません。

### 修学資金の返還免除要件等

**返還免除** 次の①～③の要件を全て満たした場合、修学資金の返還が免除されます。

- ① 卒業後、貸与を受けた期間の3分の5に相当する期間（**従事必要期間＝10年間**）、県内の特定病院（公立病院等）で臨床研修及び診療業務に従事すること。
- ② 4年間以上は、将来勤務することとなる時点の群馬県保健医療計画に明記される「**医師不足地域**」の特定病院又は「**特に不足する診療科**」のうちから、被貸与者の意見を聴取の上、群馬県知事が指定する医療機関又は診療科に勤務すること（へき地医療拠点病院又はへき地診療所に勤務する場合は3年間以上とする）。

②の対象期間については、医師として初めての研鑽の場となる臨床研修病院について、自らの研修目標を達成するために適した研修病院を自由に選択することができるよう配慮し、従事必要期間から臨床研修を除いた期間（**8年間**）とします。

- ③ 従事必要期間は、群馬県地域医療支援センターが用意する「**ぐんま地域医療リーダー養成キャリアパス**」に参加すること。

**返還** 次のような場合、貸与期間に年10%の割合で計算した利息を加算して、修学資金を一括して返還することが必要です。（知事が定める日までに修学資金を返還しなかったときの延滞利息 年10.75%）

- ①貸与契約を解除した場合
- ②卒業の翌年までの医師国家試験に合格できなかった場合
- ③卒業後、県内の特定病院で臨床研修に従事しなかった場合

- ④県内の特定病院で従事必要期間、臨床研修及び診療業務に従事できなかった場合
- ⑤その他貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められる場合

## その他の特典

- ・群馬県地域医療支援センターでは、「ぐんま地域医療リーダー養成キャリアパス」により、目指す将来像に応じて、規模や特色の異なる病院や医師不足地域等をバランスよく経験しながら、地域医療に貢献できるよう、卒後10年間のキャリア形成を支援します。
- ・**貸与中は、群馬県地域医療支援センターが実施する地域医療に関する特別プログラム（地域医療体験セミナー等）に、毎年参加してください。**
- ・大学院進学や、育児休業の期間等は、診療従事の中止事由として認められます。
- ・従事必要期間には、卒業後の研修期間（臨床研修・専門研修）も含まれます。
- ・特定病院での従事期間が従事必要期間に満たないときでも、在職期間に応じ修学資金の返還が一部免除されます。

## 死亡等による返還

- ・業務上の理由により死亡、又は業務に起因する心身の故障により業務の継続が困難となったときは、当然免除となります。
- ・また、修学生の死亡、心身の故障その他修学生の責めに帰することができない事由により修学資金を返還することができなくなった場合は、修学資金の返還及び利息の支払いの全部又は一部が免除となる場合があります。

## 修学資金の貸与手続きについて

**スケジュール** ○入学手続終了確認後、申請書類提出について群馬県から通知します。

※郵送先は大学から情報提供をいただきますので、予め御了承ください。

※提出書類

- ・同意書
- ・修学資金貸与申請書
- ・保証書
- ・戸籍抄本
- ・所得証明書（父母又は配偶者）
- ・合格通知書の写し など

○群馬県による意思確認の面接を経て、群馬県との間で貸与契約書の締結を行います。その際、連帯保証人2名が必要です。

**貸与方法** ○毎年度貸与契約を締結し、2か月分ごとに、御指定の銀行口座に振り込みます。  
(毎年度初回分は、4月に遡った月数分を振り込みます。)

## 修学資金貸与制度の特色

次のような特色があり、臨床研修先の選定や、その後の診療義務、大学院進学、留学、研修等について、柔軟に計画することができます。

- 1 卒業後に従事する特定病院は、被貸与者が選択することができます。
- 2 「ぐんま地域医療リーダー養成キャリアパス」に参加して、卒後10年間のキャリア形成の支援を受けることができます。群馬県地域医療支援センター（群馬大学医学部附属病院内）の専任



## 修学資金貸与制度に関するQ & A

### Q 1 群馬県地域医療支援センターとはどのような機関ですか。

A 1 医師の確保や県内定着、地域偏在の解消を目指して群馬県が設置した機関です。地域枠学生のサポート、地域枠卒業生をはじめとした地域医療に従事する若手医師のキャリア形成の支援、医学部を目指す高校生に向けた体験セミナー等を地域の医療機関等と連携しながら幅広く実施しています。

### Q 2 ぐんま地域リーダー養成キャリアパスとは何ですか。

A 2 地域枠卒業生をはじめとした若手医師が、群馬県内において臨床現場で幅広い経験を積み、地域医療への貢献を実践しつつ診療能力を高めていくことを目指したプログラムです。地域間と病院間のローテーションを取り入れ、専門医資格の取得等のキャリア形成と地域医療への貢献を両立しながら、地域医療のリーダーとしての資質を養います。また、群馬県地域医療支援センターの専任医師がキャリア形成に関する相談に応じています。

### Q 3 在学中に参加する地域医療に関する特別プログラムとはどのような内容ですか。

A 3 医学生の時から地域医療の現状を理解してもらうため、主に夏期や春期に地域医療体験セミナーや臨床研修病院見学バスツアーなどを実施しています。そのほか、将来地域医療を担う学生の交流・意見交換の場としてフォーラム等の開催や、キャリア形成を支援する個別・グループ面談等を行っています。

### Q 4 臨床研修はどこで行うのですか。

A 4 群馬県内の基幹型臨床研修病院で行います。研修プログラムは県内14の基幹型臨床研修病院のプログラムから自由に選択し、医師臨床研修マッチングに参加していただきます。

### Q 5 臨床研修修了後に勤務する医療機関はどのように決まるのですか。

A 5 特定病院の中から被貸与者が選択することができます。ただし、従事必要期間から臨床研修期間を除いた8年間のうち4年間以上は、将来勤務することとなる時点の保健医療計画に明記される「医師不足地域」の特定病院又は「特に不足する診療科」に勤務する必要があります。

### Q 6 「医師不足地域」や「特に不足する診療科」は、具体的にはどのような地域、診療科ですか。

A 6 将来勤務することとなる時点の群馬県保健医療計画により決定します。

※参考：現計画（第9次群馬県保健医療計画）

「医師不足地域」　・渋川、伊勢崎、高崎・安中、富岡、吾妻、沼田、桐生、太田・館林  
の各保健医療圏

・医師少数スポット（上野村、神流町、みなかみ町（旧新治村））

「特に不足する診療科」　産婦人科、小児科、外科、救急科、脳神経外科、総合診療

### Q 7 従事必要期間に大学院に進学することはできますか。

A 7 大学院（医学を履修する課程に限る）に在学した期間は、5年まで中断期間が認められます。

なお、大学院在学中であっても、特定病院で診療に従事している場合、勤務の程度によって業務従事期間として認められる場合があります。

**Q 8 従事必要期間に海外に留学することはできますか。**

A 8 外国の大学・大学院、医療機関、研究機関等で医学に関する研修等に従事した期間は、5年まで中断期間が認められます。

**Q 9 県外の医療機関や特定病院以外の県内医療機関で専門研修をすることはできますか。**

A 9 従事必要期間は特定病院で勤務する必要があります。ただし、特定病院で実施する専門研修プログラムの一環として、特定病院以外の医療機関に勤務する場合には、3年まで中断期間が認められます。

**Q 10 専門知識習得のため、特定病院以外の病院での勤務が認められるのはどのような場合ですか。**

A 10 県の医療水準向上に資すると認められる専門知識を習得するために特定病院以外の医療機関等に勤務する場合、3年まで中断期間が認められます。「県の医療水準向上に資する」と判断できるものに限りりますので、事前に書類や面談等により確認させていただきます。

**Q 11 従事必要期間に産休や育休を取得することは可能ですか。**

A 11 産前・産後休暇を取得した期間は、業務に従事した期間として扱います。育児休業を取得した期間は、中断期間として認められます。なお、育児休業による中断は男性にも認められます。

### 修学資金貸与制度についての問合せ先

群馬県健康福祉部医務課医師確保対策室

地域枠担当

〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1

T E L 027-226-2540

F A X 027-223-0531

E-mail imuka@pref.gunma.lg.jp

